



富山市告示第 93 号

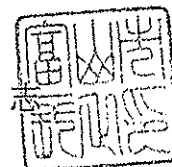


字の名称及び区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条1項の規定により、次のとおり本市の字の名称及び区域を変更するので、同条第2項の規定により、告示する。

平成17年5月7日

富山市長 森 雅



1 字の名称の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の名称を大字「黒瀬」に変更する区域		
富山市	大字名	字名	地番
	上袋	山本割	全域

上記の区域内にある国有地の全部を含む。

2 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「掛尾町」字「千保寺割」に編入する区域		
富山市	大字名	字名	地番
	上袋		744から746まで、747の1から747の4まで、748から755まで、756の1、756の2、757の1から757の7まで、1171、1172

上記の区域内にある国有地の全部を含む。